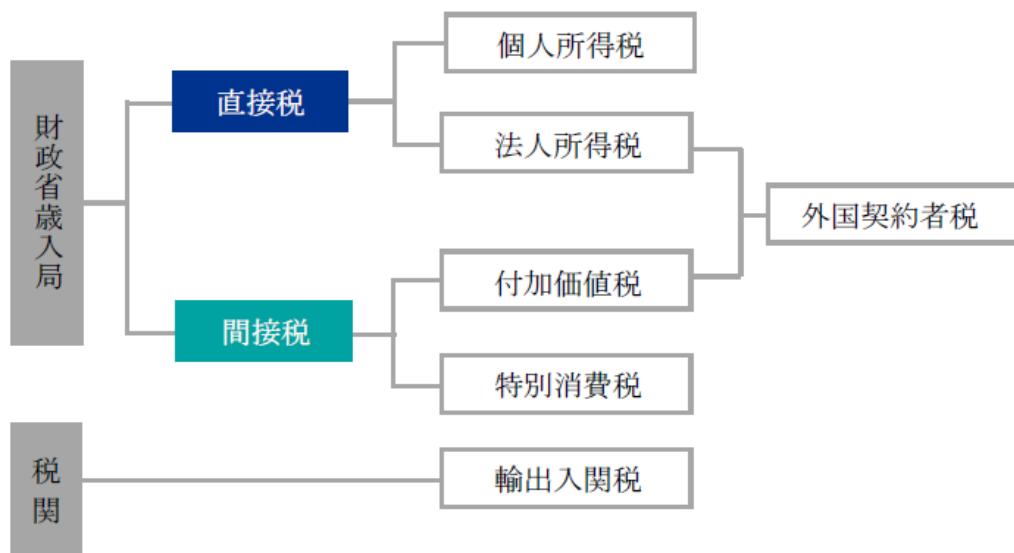


第12章 税制

ベトナムの主な税制は、以下に示すように個人所得税、法人所得税、外国契約者税、付加価値税（Value Added Tax : VAT）がある。

図表 12-1 ベトナムの主な税制



（出所）KPMG ベトナム投資ガイド 2022

上記のほかには、特別消費税、資本譲渡税、天然資源開発税、非農業用地使用税、環境保護税などが存在する。

税法令は、法律（Law）のほか、首相府が発行する政令（Decree）、財政省が発行する通達（Circular）、通達（ガイドライン）、財政省や地方税務当局などが発行する公式文書によって細目が規定され、税制度に関する規定が網羅されている。

図表 12-2 法令の構造

名称	発行主体	内容
Law	National Assembly	税金に関する基本法規
Decree	Government	税法の詳細規定
Circular	Ministry of Finance	実務指針
Official Letter	Ministry of Finance, Department of Taxation, local tax authorities	特定の税務事項や納税者の具体的なケースに関する指針

（出所）KPMG ベトナム投資ガイド 2022 など

現時点で、発効されている主な税法令及び通達などは以下の通りである。

図表 12-3 発効されている税法令及び通達などの全体像

個人所得税	法人税	付加価値税
<ul style="list-style-type: none"> Law on PIT No. 04/2007/QH12 Amended Law on PIT No. 26/2012/QH13 Decree 65/2013/ND-CP Circular 13/2023/TT-BTC 	<p>2025年10月より施行</p> <ul style="list-style-type: none"> Law on CIT No. 67/2025/QH15 <p>2025年10月まで施行</p> <ul style="list-style-type: none"> Law on CIT No. 14/2008/QH12 Amended Law on CIT No. 32/2013/QH13 Decree 218/2013/ND-CP Circular 78/2014/TT-BTC Circular 96/2015/TT-BTC 	<p>2025年7月より施行</p> <ul style="list-style-type: none"> Law on VAT No. 48/2024/QH15 Decree 181/2025/ND-CP Circular 69/2025/TT-BTC
外国契約者税		グローバル・ミニマム課税
<ul style="list-style-type: none"> Circular 103/2014/TT-BTC 		<ul style="list-style-type: none"> Resolution 107/2023/QH15 Decree 236/2025/ND-CP
税務管理		電子インボイス
<ul style="list-style-type: none"> Law on Tax Administration No. 38/2019/QH14 Decree 126/2020/ND-CP Decree 125/2020/ND-CP Circular 80/2021/TT-BTC Circular 19/2021/TT-BTC Circular 32/2025/TT-BTC 		<ul style="list-style-type: none"> Decree 123/2020/ND-CP Decree 70/2025/ND-CP Circular 32/2025/TT-BTC
その他（上記の法規全般に係る規定）		
Law No. 71/2014/QH13、Law No. 106/2016/QH13、Decree 91/2014/ND-CP、Decree 12/2015/ND-CP、Decree 100/2016/ND-CP、Decree 146/2017/ND-CP、Circular 119/2014/TT-BTC、Circular 151/2014/TT-BTC、Circular 92/2015/TT-BTC、Circular 130/2016/TT-BTC、Circular 41/2017/TT-BTC、Circular 48/2019/TT-BTC、Circular 40/2021/TT-BTC、Circular 100/2021/TT-BTC、Circular 25/2018/TT-BTC、Circular 42/2019/TT-BTC、Circular 67/2022/TT-BTC、Circular 86/2024/TT-BTC など		

（出所）KPMG ベトナム投資ガイド 2022、JETRO ウェブサイトなどから作成

1. 法人所得税

2025年10月より、法人所得税に関する法律（Law No.67/2025/QH 15）が施行され、2025年度以降の会計年度に適用されることになった。

- 税率

法人所得税の基本税率は20%である。ただし、特定の状況（法人所得税の優遇措置）が適用される場合などにおいては、異なる法人税率が適用される場合がある。

- 課税対象者

法人所得税の課税対象者は、課税所得を生み出す商品やサービスの生産や販売に従事する組織であり、ベトナムの法令に基づいて設立された企業、外国の法令に基づいて設立された企業（ベトナム国内に恒久的施設（Permanent Establishment : PE）を有するかどうかは

問わない)、協同組合法に基づいて設立された協同組合連合や協同組合、ベトナムの法令に基づいて設立された公共サービス部門並びに課税所得を生み出す生産及び事業活動を行うその他の組織である。

また、電子商取引やデジタルを基盤とした事業活動を行う外国の供給業者は法人所得税の納税者の対象に含まれる。さらに、外国企業がベトナムで商品やサービスを提供するための電子商取引プラットフォーム及びデジタルプラットフォームは、ベトナムにおける外国企業の恒久的施設として扱われる。

- ・ 課税期間

法人所得税の課税期間は、一般的に暦年または企業が採用する会計年度となる（法人所得税法で定められた特定のケースを除く）。企業が暦年とは異なる会計年度を採用する場合、実施前に管轄の税務当局に通知する必要がある。

2025年10月まで有効な法人所得税法では、新設企業の初年度または清算された企業の最終年度は最大15か月まで延長可能となっている。しかし、現時点では、この規則が2025年11月以降も適用されるかどうかは明確にはなっていない。この点については、今後政令または通達で示されることが期待される。

- ・ 申告と納付

税務申告書は四半期ごとに提出する必要はなく、確定申告書は会計年度末から3か月目の最終日までに年次で提出する必要がある。外国資本企業については、監査済みの財務諸表とともに年次の確定申告書を提出する義務がある。

法人所得税については、四半期ごとの仮納付が必要であり、各四半期終了後の翌月30日が期限となる。仮納付の額は、会計年度の確定申告書で報告される法人所得税の80%以上とする必要がある。これを満たさない場合、不足分に対して1日あたり0.03%の遅延利息が課されることとなる。法人税の確定申告における最終納付期限は、法人所得税の確定申告書の提出期限と同じである。

- ・ 課税所得の計算

課税所得は、収益から控除可能な費用を差し引き、さらにその他の課税対象所得（ベトナム国外の所得を含む）を加算して計算される。その後、確定申告における課税所得は、ベトナム会計基準に基づく会計上の利益に税務調整（例：その他の課税対象となる所得の加算や非損金費用の控除）をすることで算出される。

税務上の欠損金は、損失が発生した翌年から繰越して、最大5年間まで課税所得に対して相殺することができる。ただし、過去年度の利益と相殺することは不可である。ベトナムにはグループ通算制度（連結納税制度）は存在せず、グループ内での損益通算や欠損金の移転も認められていない。そのため、同じオーナーシップの企業間で利益と損失を相殺することはできない。

- ・ 損金算入が可能な費用

法人税上の損金として認められるには、以下のすべての条件を満たす必要がある。

- ✓ その費用が、企業の生産及び事業活動に関連して実際に発生したものである

こと（研究開発活動に関連する追加費用を含む。）、または法人所得税法の下で控除可能な費用として認められる実際に発生したその他の費用のリストに該当するものであること。

- ✓ その費用が、適切なインボイス及び非現金支払証憑で裏付けられていること（政府が規定する特定のケースを除く）。
- ✓ その費用が、法人所得税法に基づき非損金費用リストに該当しないこと。

2025年10月に施行される法人所得税法において、専門法令に基づく支出条件や内容を満たさない費用は損金不算入とする実務が明文化されたという点は、着目すべきポイントの一つである。また、この法律では、非現金支払が必要な商品やサービス購入に関連する支出の金額基準は明示されていない。この点については、今後、政令で詳細が示される予定であるが、現在の2,000万ドンから500万ドン（VAT込）へ引き下げられ、付加価値税の規定に基づく非現金支払基準に合わせられる可能性がある。しかし、その詳細を規定する政令案が現時点ではまだ発行されていないため、今後の変更を注視する必要がある。

- 固定資産の減価償却

固定資産として認識されるには、①将来的に経済的利益がもたらされる資産、②取得原価が独立して算出可能であり3,000万ドン以上の資産、③1年以上使用可能な資産、という要件に合致する必要がある。

Circular 45/2013/TT-BTC では、資産分類ごとに新品の固定資産の耐用年数表が定められている。中古固定資産の耐用年数は、「（中古固定資産の合理的価値÷同種または市場における同等の資産の新品の販売価格）× 新品の耐用年数」で算出される。

減価償却を計上するにあたって、次の3つの減価償却方法のいずれかを選択する必要がある。（1）定額法、（2）定率法、（3）生産高比例法である。原則として、（1）定額法が使用されるが、特定の条件を満たす場合には（2）定率法や（3）生産高比例法を選択することができる。

- 外国法人のキャピタルゲイン課税

2025年10月法人所得税法では、外国法人のキャピタルゲインへの課税について、重要な点が変更されている。この変更により、ベトナムにおいて、資本譲渡によって所得を得る外国法人投資家は、2025年10月まで有効な法人所得税法に基づく純利益に対する20%の課税ではなく、譲渡総額に適用されるみなし法人税率の対象となる。適用されるみなし税率や、この新しい課税方式が直接的または間接的な資本譲渡、またはその両方に適用されるかについては、今後の政令で詳細が明示される予定である。

日越二重課税回避条約（Double Taxation Avoidance Agreement : DTAA）の条件を満たした場合、資本譲渡による所得に対して、税額控除が適用される可能性がある。ただし、ベトナムにおけるDTAAに基づく税額控除は自動的に適用されるものではなく、ベトナム税務当局から承認を得るための正式な申請プロセスが必要となる点に留意する必要がある。

2. 付加価値税

付加価値税 (Value Added Tax : VAT) とは、ベトナム国内で生産・事業活動に使用され、かつ消費される商品やサービスに課される税金である (付加価値税法などで規定された場合を除く)。付加価値税は、消費者が最終的に負担するが、実際には商品やサービスの輸入、国内製造、販売及び消費の各過程において、課税と納付が繰り返される。

2024 年 11 月、付加価値税法 (Law No.48/2024/QH 15) が可決され、2025 年 7 月から施行されることになった。この付加価値税法は、Decree 181/2025/ND-CP 及び Circular 69/2025/TT-BTC に基づいており、以下に示す付加価値税に関する制度の概要はこれらの法的文書に基づいている。

- 対象

2024 年 11 月に可決された付加価値税では、以下の対象が追加された。

- ✓ ベトナム国内に PE を持たず、ベトナムの組織及び個人を対象に電子商取引またはデジタル関連の事業活動を行う外国サプライヤー
- ✓ 外国サプライヤーに代わり、税金の控除及び納付を行う外国のデジタルプラットフォームの運営者
- ✓ 電子商取引チャネル又はデジタルプラットフォームを通じてベトナムに PE を有さない外国サプライヤーからサービス購入する際に、VAT の計算に控除方式を適用し、外国サプライヤーに変わり税金を控除し、支払うベトナムの国内企業
- ✓ 支払い機能を備えた電子商取引プラットフォーム及びデジタルプラットフォームの運営者であり、これらのプラットフォーム上の事業者や個人事業主に代わり、税金の源泉徴収や申告、納付を行う組織

- 税率

付加価値税の税率は、0%、5%、または 10% の 3 段階となっている (標準税率は 10%)。また、非課税とされる商品やサービスのカテゴリーが 26 種類存在する。付加価値税 0% と非課税の取扱は明確に異なり、前者については、輸出先での課税との重複を回避するために課税率を 0% としているものである。

輸出される商品やサービスは、特定の条件を満たす場合に、0% の付加価値税が適用される。0% の付加価値税の対象となる輸出商品やサービスの例として、保税区域内の組織に直接販売される商品やサービス、及びその地域内で消費され、輸出目的の生産活動に直接従事するものが含まれる。しかし、「輸出目的の生産活動に直接従事する」とみなされる要件は、2025 年 9 月時点で明確に定義されていない。

0% の付加価値税が適用される輸出サービスとしては、外国の組織や個人に直接提供され、ベトナム国外で消費されるサービスが含まれる。ただし、「ベトナム国外で消費される」という条件の定義については、明確になっていない。

2024 年 11 月に可決された付加価値税法において、電子商取引チャネルやデジタルプラットフォームを通じてベトナム国内の組織や個人に提供するサービスに対する付加価値税

率（外国サプライヤーがベトナム国内に PE を持たない場合）が、5%から 10%に引き上げられた。また、5%の付加価値税が適用される商品やサービスのリストにおいても、一定の商品やサービスが追加・削除された。

Decree 174/2025/ND-CP には、2025 年 7 月から 2026 年 12 月までの期間、10%の付加価値税が適用される商品やサービスに、2%の減税措置が適用される旨が規定された。ただし、以下のカタゴリーの商品やサービスは、この減税措置の対象外となっている。

電気通信、金融活動、銀行、証券、保険、不動産業、金属製品、鉱業製品（石炭を除く）、特別消費税の課税対象となる物品やサービス（ガソリンを除く）

- VAT の計算方法

納付額の計算方法には、①控除方式と②帳簿方式の二つがある。それぞれの計算方法を次に示す。一般的には、①控除方式が多く採用される。

控除方式

納付 VAT = 売上 VAT - 仕入 VAT

（売上 VAT は課税価格 × VAT 率で計算される。仕入 VAT は、国内取引については VAT インボイスに基づいて計上され、国外取引については VAT インボイスが発行されないため、税金支払伝票に基づいて計上される。）

控除方式は、会計帳簿やインボイスなどを整備している事業者に適用される。具体的には以下が挙げられる。

- ✓ 商品販売及びサービス提供からの年間収益が 1 億ドン以上の事業所（自営業及び個人事業主を除く）
- ✓ 任意で控除方式を選択した事業者（自営業及び個人事業主を除く）
- ✓ 石油及びガスの探査、開発、採掘活動を行うための商品及びサービスを提供する外国の組織及び個人で、控除方式に基づいて税金を支払い、ベトナム側がこれらの税金を差し引き、申告・代納を行う場合

帳簿方式

VAT 額 = 販売された物品またはサービスの付加価値 × VAT 率 または 売上高 × VAT 率

前者は、金や銀、宝石の購入、販売及び加工の活動に適用される。

後者は、以下の場合に適用される。

- ✓ 年間売上高が 10 億ドン未満の企業及び協同組合（任意で控除方式を適用する場合を除く）
- ✓ 個人事業者及び自営業（関連する規定に基づいて帳簿、インボイス、及び書類を適切に管理している事務所を除く）
- ✓ ベトナムに PE を持たない外国組織・非居住者で、ベトナムで収益を得ているが、

会計帳簿やインボイスなどの制度に従っていない場合（以下のケースを除く）

- ベトナムに PE を持たず、ベトナム国内の組織及び個人を対象に電子商取引またはデジタルベースの事業活動を行う外国サプライヤー
- 外国サプライヤーに代わって税を差し引き・納付する外国デジタルプラットフォームの運営組織
- 控除方式を適用して付加価値税を計算するベトナムの事業組織で、電子商取引チャネルやデジタルプラットフォームを通じて PE を持たない外国サプライヤーからサービスを購入し、そのサプライヤーに代わって税を差し引き、納付するケース
- ✓ その他の組織（控除方式を採用する場合を除く）

・ 仕入 VAT が控除される条件

仕入 VAT が控除されるためには、以下に示す証明書類が必要となる。

- ✓ 商品やサービスの購入に関する VAT インボイス、輸入 VAT の支払伝票、または外国請負業者税の一環として外国請負業者のために支払われた VAT の支払伝票
- ✓ 購入した商品やサービス（輸入品を含む）が、500 万ドン以上（VAT 込）の価値がある場合の非現金決済の証憑
- ✓ 輸出品及び輸出サービスに関する仕入 VAT については、上記 2 つの証明書類に加えて、以下の証明書類が必要
 - 外国の事業者と締結した商品の販売、加工、サービス提供に関する契約書
 - 商品販売またはサービス提供に関する請求書
 - 非現金決済の証憑
 - 輸出品に対する税関申告書
 - 梱包明細書、船荷証券、商品保険に関する書類（該当する場合）

・ VAT 還付

VAT 還付が認められる主なケースは次に示す通りである。2025 年 7 月から施行される付加価値税法では、VAT 還付に関する条件が追加された。具体的には、買い手が税還付を請求する際に、売り手がそのインボイスに基づいて VAT を申告・納付している場合にのみ、買い手は税還付を受ける権利を有することが明記された。

(1) 輸出売上に関する仕入 VAT の還付

事業者が、ある月または四半期に商品やサービスを輸出し、控除されない仕入れ VAT が 3 億ドン以上ある場合、その VAT は月単位または四半期単位で還付申請が可能である。ただし、輸入後に別の国へ再輸出される商品については対象外である。輸出売上に対応する還付可能な仕入れ VAT 額は、還付期間中の輸出商品

及びサービス収益の 10%を超えてはならない。

(2) 投資プロジェクトに関する VAT 還付

控除方式で VAT を申告している事業者が、投資法の規定に基づく投資プロジェクト（新規投資プロジェクト及び拡張投資プロジェクトを含む）を実施しており、投資段階で控除されていない仕入れ VAT が 3 億ドン以上ある場合、VAT の還付申請が可能である。事業者が VAT 還付申請できる期限は、投資プロジェクトまたは投資段階または投資項目が完了した日から 1 年以内とされている。

(3) 5%税率対象商品・サービスのみを扱う事業者の還付

5%の VAT 率が適用される商品・サービスのみを生産・提供する事業者で、控除されていない仕入れ VAT が 3 億ドン以上ある場合、12 か月または 4 四半期経過後に VAT の還付申請が可能である。事業者が複数の異なる VAT 率が適用される商品やサービスを扱う場合、VAT 還付額は政府の指針に従って決定される。

(4) 清算または破産時の事業者に対する還付

(5) ベトナムで購入した商品を持ち出す際の還付

対象は外国人や海外在住のベトナム人で、一定の条件を満たせば VAT の還付申請が可能である（ただし、特定のケースを除く）。

(6) 無償 ODA 資金や人道支援資金によるプログラム・プロジェクトに対する還付

・ 税務管理

VAT は、翌月 20 日までに月次で申告・納付する必要がある。また、四半期単位で申告・納付することも可能である。（新規設立の場合、または前年の総収益が 500 億ドン以下の場合）。

・ 電子インボイス

2022 年 7 月 1 日以降、事業者は電子インボイスの使用が義務化された。

3. 特別消費税

特別消費税は、さまざまな商品やサービスに課される税である。現在、特別消費税の対象となる商品には、タバコ、アルコール類、ビール、座席数 24 未満の自動車、排気量 125cc を超える二輪・三輪のオートバイ、航空機、ヨット、ガソリン、90,000BTU 以下のエアコン、トランプ、奉納用紙などが含まれる。対象となるサービスには、ディスコ、マッサージ、カラオケ、賭博業、カジノ、賞金付き電子ゲーム、ゴルフ、宝くじなどがある。特別消費税の税率は 7% から 150% まで様々であり、特別消費税法 (Law No.70/2014/QH13) やその改正法 (Law No.106/2016/QH13、2016 年 7 月 1 日付で発効) にて定められている。

2025 年 9 月時点で、座席数 24 未満の自動車に対する特別消費税の内容は以下の通りである。

座席数が9未満で排気量2,500ccを超える乗用車に対しては、特別消費税率が60%から150%となっている。一方、座席数が9未満で排気量2,500cc未満の乗用車及び電気やバイオエネルギーを使用する座席数9未満の車両に対しては、特別消費税率が50%以下となっている。EVの導入促進を目的として、ベトナム政府は、2022年3月にEVに対する特別消費税の減税措置を導入した。

図表 12-4 座席数24席未満のガソリン自動車の特別消費税

排気量	税率 (単位: %)
座席数1以上9未満の乗用車	
1,500cc以下	35
1,500cc超~2,000cc以下	40
2,000cc超~2,500cc以下	50
2,500cc超~3,000cc以下	60
3,000cc超~4,000cc以下	90
4,000cc超~5,000cc以下	110
5,000cc超~6,000cc以下	130
6,000cc超~	150
座席数10以上16未満の乗用車	
排気量によらず15%	
座席数16以上24未満の乗用車	
排気量によらず10%	
乗客及び貨物用の車両	
2,500cc以下	15
2,500cc超~3,000cc以下	20
3,000cc超	25

(出所) Law No.106/2016/QH13 をもとに作成

図表 12-5 EVに係る特別消費税

サイズ	税率(単位: %)	
	2022年3月~2027年2月	2027年3月~
電池式電気自動車		
9席以下	3	11
10~15席以下	2	7
16~23席以下	1	4
乗客及び貨物輸送用	2	7
その他の電気自動車		
9席以下	15	15
10~15席以下	10	10
16~23席以下	5	5
乗客及び貨物輸送用	10	10

(出所) Law No.03/2022/QH15 をもとに作成

4. 個人所得税

ベトナムにおける個人所得税の概要を次に示す。

- ・ 納税者区分（居住者・非居住者）

ベトナムの税務上の居住者として扱われる条件は、以下のとおりである。下記3つの条件がすべて満たされない場合、その個人は税務上の非居住者とみなされる。

- ✓ ベトナムに滞在する期間が暦年（1月1日から12月31日まで）で183日以上、またはベトナムへの最初の到着日から12か月の間で183日以上である場合
- ✓ ベトナムにおいて「恒久的な居住地」を有している場合（通常居住地として登録されている場所、または年間183日以上の賃貸契約がある住居など）
- ✓ 上記の「恒久的な居住地」があるが、183日未満の滞在であり、かつ同時期に他国の居住者であることを証明できない場合

- ・ 課税所得と税率

居住者は課税対象となり、暦年内にベトナム内外で得た全世界所得に対して、5～35%の累進税率が課される。給与所得の課税所得計算では、月額1,100万ドンの基礎控除、月額440万ドンの扶養者控除が認められている。人的控除は自動的に適用されるが、扶養者控除は扶養親族の登録が完了した後に適用される。加えて、ベトナム国内及び海外の社会保険料制度への従業員の拠出金、ならびに一定の条件を満たしたベトナム国内の人道主義基金への寄付も、個人所得税を計算する際に控除される。

非居住者の場合、ベトナム国内の源泉所得に対して一律20%の税率が適用される。支払地がベトナムか海外であるかに関わらず適用される。非居住者に対しては、前述の基礎控除や扶養者控除の控除項目は適用されない。

図表 12-6 納税所得の累進税率

年間課税所得 (100万ドン)	月間課税所得 (100万ドン)	税率 (%)	税額
～60	～5	5	課税所得額×5%
60～120	5～10	10	課税所得額×10% - 25万ドン
120～216	10～18	15	課税所得額×15% - 75万ドン
216～384	18～32	20	課税所得額×20% - 165万ドン
384～624	32～52	25	課税所得額×25% - 325万ドン
624～960	52～80	30	課税所得額×30% - 585万ドン
960～	80～	35	課税所得額×35% - 985万ドン

（出所）Circular 111/2013/TT-BTC より作成

図表 12-7 個人所得税率（主な課税所得）

課税所得の種類	税率（%）
事業所得	課税居住者：0.5～5 課税非居住者：1～5
利子（銀行利子を除く）、配当	5
ロイヤリティ・フランチャイズ所得（1,000 万ドン超）	5
勝利金・賞金所得（1,000 万ドン超/回）	10
相続・贈与所得（1,000 万ドン超/回）	10
資本譲渡所得（有限責任会社）	税法上の居住者：純利益に対して 20% 税法上の非居住者：売却代金に対して 0.1%
株式譲渡所得（株式会社）	税法上の居住者：純利益に対して 20%
不動産譲渡所得（取引額）	税法上の非居住者：売却代金に対して 0.1%

（出所） Circular 111/2013/TT-BTC、Circular 92/2015/TT-BTC より作成

- 給与所得に関する税務管理

従業員に対して給与を支払う雇用主は、従業員の個人所得税を月次または四半期ごとに申告する必要がある。外資企業が四半期ごとに付加価値税を申告する場合には、個人所得税についても四半期ごとの申告・納税が適用される。月次税申告の提出期限は翌月 20 日である。四半期税申告の場合は、四半期終了後の月末が期限となる。なお、税金の支払い期限も同日が期限である。

税務上の居住者で、ベトナム国内の給与所得と海外からの給与所得の両方を受け取っている者は、四半期ごとの個人所得税申告と年間の個人所得税の確定申告書を自己責任で行う必要がある。一方で、非居住者は個人所得税の確定申告を行う義務はない。

個人所得税の確定申告は、毎年または退職時に行う。毎年の確定申告の提出期限は、企業の税コードに基づく場合は翌年3月末日、個人の税コードに基づく場合は翌年4月末日、もしくは退職日から 45 日以内となる。

- 免税

1995 年 12 月に発効した日越租税条約（日越二重課税回避条約）に基づき、日本の居住者である個人がベトナムで得た給与所得に関する個人所得税は、以下の全ての条件を満たす場合に免除される。

- ✓ 該当する暦年において、ベトナムでの滞在期間合計が 183 日を超えない場合
- ✓ 給与がベトナム非居住者の雇用主またはその代理によって支払われる場合
- ✓ 給与がベトナム国内の恒久的施設から支出されていないこと

上記の条件に記載されている雇用主は、通常「実際の雇用主」と理解される。しかし、実際には、特定の場合には、実際の雇用主を特定することが難しい場合があるため、留意が必要である。

日越二重課税回避条約に基づく免税は自動的に適用されるわけではなく、ベトナムの税

務当局の承認を得るために、正式な申請をすることが必要である。また、ベトナムにおいて、非政府援助プログラム及びプロジェクトに従事する日本の専門家も、必要な条件を満たせば、個人所得税が免除される可能性がある。

5. 外国契約者税

ベトナムにおける個人所得税の概要を次に示す。

- **課税対象**

ベトナム国内で事業活動を行う外国法人（恒久的施設（PE）を有するか否かを問わない）または個人が、契約や業務委託を通じてベトナムで課税所得を得る場合、ベトナムの税務上、外国請負業者として扱われ、外国契約者税を課される。この外国契約者税は、法人の場合は付加価値税及び法人所得税、個人の場合は付加価値税及び個人所得税で構成される。

例えば、次のようなケースが外国契約者税の課税対象となる。

例 1：ベトナムの法人が外国法人と契約を締結し、その契約に基づき、外国法人がベトナムで設置、試運転、研修などサービスを伴った機械設備の供給契約を締結した場合

例 2：技術移転契約に基づきベトナム法人が海外のサプライヤーからソフトウェアを購入した場合

なお、ベトナム国内で提供されて消費されるサービスやベトナム国外で提供されるサービス（例：広告、マーケティング（インターネットを介して実施されるものを除く）、投資及び商業促進、海外での商品の販売やサービス提供のための仲介、海外研修（オンラインは除く）など、外国契約者税の課税対象とならないケースも存在する。

外国請負業者税の申告及び納税の方法には、次に示す 3 つの方法がある。

控除方式

本方式は、以下の 3 つの要件をすべて満たしている外国契約者に適用される。

- ① ベトナムに恒久的施設を有している、またはベトナムにおける税務上の居住者であること
- ② 契約の発効日から起算して、契約の条件に基づくベトナムにおける事業期間が 183 日以上であること
- ③ ベトナム会計基準を採用し、税務登録を行い、ベトナム税務当局から税コードが付与されていること

控除方式では、外国契約者（法人）は純利益に対して 20% の法人所得税を申告・納付する。また、支払うべき付加価値税は、売上 VAT から発生した仕入 VAT を差し引いた額となる。ただし、控除方式が採用される事例は少ない。

源泉徴収方式

本方式は、控除方式の3つの要件をいずれも満たさない外国契約者に適用され、ベトナム側の契約当事者が、外国契約者に代わって外国契約者税を申告・納付する責任を負うこととなる。

外国契約者税の税率は取引の内容により異なる。例として、サービス（ソフトウェアサービスや、ベトナム国内の組織・個人に対して、電子商取引やデジタルプラットフォームを通じて提供されるサービスを除く）については、法人所得税5%、付加価値税5%が適用される。また、技術移転法に従う技術移転に関しては、法人所得税10%が適用されるが、付加価値税は免除される。貸付金利については、法人所得税5%が適用されるが、付加価値税は免除される。なお、貸付金利にかかる法人所得税は、2025年法人所得税法に基づく指針の草案により10%への引き上げが提案されており、今後の動向を注視する必要がある。

ハイブリッド方式

本方式は、控除方式の要件①②を満たしており、ベトナムの会計規則及び財政省の指導に従って会計記録を維持している外国請負業者に適用される。この方法では、外国契約者は、控除方式に基づいて付加価値税を申告及び支払い、課税売上高に対してみなし税率で法人所得税の申告及び納税を行う。

- 日越二重課税回避条約に基づく税負担の軽減

外国契約者税は、ベトナムと他国間で締結された二重課税防止協定の規定に基づき、減免・免税されることがある。外国契約者税と租税条約に齟齬がある場合は、租税条約の規定が優先される。ただし、実務上は、自動的に適用されるものではなく、ベトナム税務当局から承認を得るための正式な申請手続きが必要である点には留意が必要である。

6. 関税

2006年1月1日に発効した輸出入関税法 (Law No.45/2005/QH11) は、旧外国投資法、旧国内投資奨励法、石油法、科学技術法などに示されていた関税の免税、減税、還付に関する規定を一本化した法律である。2005年輸出入関税法に代わり 2016年9月1日に改正輸出入関税法 (Law No.107/2016/QH13) が施行された。輸出入税の課税対象や納付義務者、各種関税の計算方法や時期、アンチダンピング規定、相殺関税、緊急関税、輸出入税の保護、減免、還付、相殺関税及びセーフガード関税が規定されている。

輸出関税（0～40%）の主な課税対象は、砂、チヨーク、大理石や林産品など天然資源である。課税対象価額は、積み地における販売価格 (FOB価格) とされている（保険料及び運賃は除く）。

輸入品には、原則として輸入関税が課される。税率は輸入関税従価税であり、全般的な傾向として、消費財、特に贅沢品については税率が高く、投資財や原材料、特にベトナムで生産されない物品の関税率は低く、場合によっては免税にもなる。ベトナムは ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)

への参加に伴い、共通実効特恵関税（CEPT）プログラムに基づき対象品目の税率を5%以下に引き下げ、2015年にはASEAN域内からの輸入関税を撤廃した（完成車は2018年）。完成車の輸入税率は2018年1月1日から0%となった。この税率は、現地調達率が40%以上の車両に適用される。原産地基準を満たす（付加価値40%以上）完成車の輸入関税は、2018年1月1日から0%が適用されている。

2025年3月31日、ベトナム政府はDecree No.73/2025/ND-CPを公布し、2023年5月31日付の政令第26号（26/2023/ND-CP）に基づく輸出関税表、特恵輸入関税表、品目別特定税率、複合関税、割当外輸入関税で指定された特恵輸入関税表に記載されている一部品目の特恵輸入関税率を改正した。この新たな政令により、自動車やエタノール製品、幅広い輸入食品、木材製品、エネルギー、農産品に対する関税が引き下げられた。

ASEANは、日本（AJCEP）、韓国（AKFTA）、中国（ACFTA）、インド（AIFTA）、オーストラリア・ニュージーランド（AANZFTA）、香港（AHFTA）などの国との経済連携を積極的に行ってい。二国間の経済連携ではベトナムは、日本と投資協定及び経済連携協定（JVEPA）、チリ（VCFTA）、韓国（VKFTA）と自由貿易協定（FTA）を締結している。また、ユーラシア経済連合との自由貿易協定（VN-EEU FTA）は2016年10月に発効、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）は2019年1月に発効、EUとのFTA（EVFTA）は2020年8月に発効され、2021年5月にはイギリスとの自由貿易協定（UKVFTA）が発効された。さらに、ベトナムは2022年1月に発効された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも加盟しており、積極的に関税の引き下げの方向にある。

図表12-8に示す通り、ベトナムの輸入関税は輸出入関税法により三つに分類されている。日本はベトナムに対し最恵国待遇を供与しているため、図表12-8の「2」の優遇税率（商工省による1999年5月22日付Decision No.616/1999/QD-BTM）が適用される。ただし、上記の通り、日本はベトナムとの間でEPAを締結しているため、対象品目については特別優遇税制が適用される。JVEPAにおいては、輸入額の88%が10年間で無税化され、多くの農林水産品は即時または10年間で、電気製品は品目に応じて（フラットパネル及びDVD部品は2年間、デジタルカメラは4年間、カラーテレビは8年間）それぞれ関税が撤廃される。まず、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が発効すると同時に対象品目の輸入関税が撤廃された。次の段階で撤廃の対象となる品目は、関税が一定の期間（通常3~7年、場合によっては10年、さらには20年以上）にわたって段階的に引き下げられ、0%となる。残りの品目に関しては、関税割当制度（TRQ）が適用される。これは、事前に定めた一定量までは、関税が撤廃または削減される制度であり、一定量を超過した分については、より高い関税が課されるか、優遇措置が適用されなくなる。ベトナムに限ったことではないが、このようにFTA/EPAによって、関税撤廃される品目が異なるため、どのFTA/EPAを活用すべきかの見極めが重要となる。なお、課税対象額は、積み地におけるCIF価額（インボイス価額）を基礎とする。

図表 12-8 輸入関税の概要

輸入関税の種類	内容
1. 特別優遇税率	特別優遇税率を適用している国やその連合国・地域からの輸入に適用
2. 優遇税率	最惠国（MFN）待遇が適用される国からの輸入に適用
3. 標準税率	上記以外の国・地域からの輸入に適用

（出所）輸出入関税法（Law No.45/2005/QH11）第 10 条より作成

特別優遇税率及び優遇税率の適用を受けるためには、原産地証明書が必要であり、特別優遇税率、優遇税率が適用されない品目に対する標準税率は優遇税率の 150% に設定されている。

また、投資優遇措置の対象となる企業（新規投資プロジェクトや拡張投資プロジェクト含む）については、固定資産となる物品を輸入した場合には関税が免除される。本投資優遇措置の対象となる企業としては、以下が挙げられる。

- 投資優遇あるいは特別投資優遇の対象となる事業分野における投資プロジェクト、または「困難な地域（Disadvantaged）」あるいは「極めて困難な地域（Extremely disadvantaged）」として認定されている地域における投資プロジェクト
- 最低 6 兆ベトナムドン（VND）の資本金を有するともに、3 年以内にその資金を拠出し、以下のいずれかの条件を満たす投資プロジェクト
 - ✓ 3 年以内に年間 10 兆 VND 以上の売上を上げるプロジェクト
 - ✓ 3,000 人以上の労働者を雇用するプロジェクト
- 農村地域で 500 人以上の労働者（短期間契約またはパートタイムの従業員を除く）を雇用する投資プロジェクト
- ハイテク企業、科学技術企業、科学技術組織

減価償却後は譲渡が可能であるが、途中で譲渡する場合は使用期間を控除した金額に関税が適用される。

また、保税区域から輸出された商品や海外から保税区域内に輸入され、その区域内でのみ利用される商品、保税区域間で移動される商品については、輸入関税が免税となる。なお、特定の品目を除き、輸入品・サービスには付加価値税も課されていたが、2024 年 11 月の付加価値税法の改正によって、付加価値税が課される範囲が大きくなるため、留意が必要である。更に、特定の輸入品には特別消費税も課される。関税率は頻繁に変更されるため、最新の税率を確認することが必要である。

詳細は「最近のトピックス」で述べるが、関税に関する直近の動きとしては、米国との関税率などについて、2025 年 8 月に合意され、ベトナムからの輸入品には 20% の関税が課されることになった。

7. その他の税

その他の税として、営業許可税や天然資源税、環境保護税、非農業土地使用税が挙げられる。

営業許可税は、営業許可税は年単位で支払われ、法人の場合は登録資本金または年間売上に応じて 100～300 万ドン、自営業及び個人事業主の場合は 30～100 万ドンとなる。ただし、2025 年の政府決議第 18 号に基づき、2026 年 1 月から営業許可税の徴収は廃止される。

天然資源税は、石油、鉱物、天然ガス、石炭ガス、天然林産物（動物を除く）、天然水産物（海洋動植物を含む）、天然水、天然ツバメの巣、その他国会常任委員会が定めるその他の資源の採取に課される税である。農業、林業、水産業、製塩業で使用される水や冷却目的の水については、一定の条件を満たした場合、天然資源税が免除されることがある。天然資源税の税率は採取される天然資源により異なり、1%から 40%の範囲で設定されている。

環境保護税は、環境に有害とみなされる特定の物品の製造及び輸入に適用される税である。これには、石油製品、石炭、ハイドロクロロフルオロカーボン、プラスチック袋（一部例外を除く）、及び使用が制限されているいくつかの化学物質が含まれる。環境保護税の税率は製造及び輸入される製品によって異なり、1 製品単位あたり 300～50,000 ドンである。

非農業土地使用税は、非農業用地の利用に適用され、年間ベースで支払う税であり、税率は 0.03%から 0.15%の範囲となっている。

8. 日越租税条約

日本とベトナムは、二重課税の回避、租税回避の防止を主な目的に、1995 年に日越租税条約を締結している。この条約の対象は、日本側では所得税、法人税及び住民税、ベトナム側では個人所得税、利益税、利益送金税、外国契約者税（利益に課税される範囲に限る）、外国石油下請契約者税、ロイヤリティ税となっている。ただし、利益送金税は 2004 年に廃止されており、また、外国石油下請契約者税及び使用料税は外国契約者税などに含めて規定されている。

この条約により、ベトナムにおける二重課税は次の方法で排除される。すなわち、ベトナムの居住者が日本の法律及びこの協定に従って、日本で課税され得る所得、利益、または利得を得た場合に、ベトナムは日本で支払われた税額をベトナムで課される所得、利益、または利得に対する税額の控除として認めることとなっている（ただし、ベトナムの税法及び規定に基づき計算されたベトナムの課税額を超えない範囲に限る）。

9. 税務上の問題点と留意点

（1）移転価格税制

近年、ベトナムでは移転価格税制の整備が進められ、ベトナム当局による問題意識の高さが窺える分野である。ベトナム初の移転価格税制基本法令として関係当事者間の事業取引における市場価格の計算に関するガイダンス（Circular No.117/2005/TT-BTC）が 2006 年 1 月に施行された。2010 年 4 月には関連法との整合性を確保するため、Circular 117 の代替となる 2010 年 4 月 22 日付 Circular No.66/2010/TT-BTC が発行された。

その後、2017 年に BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）を踏まえた大幅な改定が行われ、要求文書化の拡大、作成・提出期限の明確化が行われた（Decree No.20/2017/ND-CP、Circular No.41/2017/TT-BTC）。Decree No.20/2017/ND-CP では、グループ内取引における費用

が、現地の移転価格税制上、損金算入可能な費用として認められるための条件が規定された。また、利息の損金算入に関する新しいルールが導入され、納税者の総利息費用の損金算入は、EBITDA (Earnings before interest, tax, depreciation and amortization) の 20%までに制限されることとなった。その後、Decree No.68/2020/ND-CP に基づき、利息費用の損金算入の上限は EBITDA の 30%に改定された。

その後、2020 年 11 月に、Decree No.132/2020/ND-CP が施行され、Decree No.20/2017/ND-CP 及び Decree No.68/2020/ND-CP が改正された。さらに、2025 年 2 月 10 日には、Decree No.20/2025/ND-CP が発行され、Decree 132 のいくつかの条項が改正された。重要な変更点としては、融資に基づく関連会社関係の種類の改正や、関連者間取引における利息費用の損金算入上限の改正が挙げられる。

関連者取引がある場合には、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書を作成し保管する義務があり、関連者取引の基本情報（関連者取引の金額、免除要件の有無及び移転価格決定方法など）は、毎年の法人税の別表 Appendix 1 で開示する必要がある。またローカルファイルとマスターファイルを作成したことを宣誓する形式の Appendix 2 及び Appendix 3 についても同時に開示する必要がある。移転価格に関する情報、資料はベトナム語で表記する必要がある。

2017 年 2 月 24 日付け政令 20/2017/ND-CP により、関連者間取引で「関連者」と見なされる資本比率が 20%から 25%へ緩和された。また、以前の制度では、全体の販売高または仕入高の 50%を占める取引先は資本関係や経営関係がなくても移転価格税制の対象とされていたが、Decree 20 以降は、資本関係や経営関係がない場合は対象にならないこととなっている。

なお、2020 年に改定された Decree 132 により、独立企業間レンジの下限値の引き上げが行われた。以前までは日本と同様に、第 1 四分位から第 3 四分位まで、すなわち 25 パーセンタイルから 75 パーセンタイルまでの数値で独立企業間レンジを算出することとなっていたが、今般の改定で 35 パーセンタイルから 75 パーセンタイルに変更となった。今回の改定にて、企業はより厳しくなった独立企業間利益率レンジ内に自社の利益率が到達するように準備する必要がある。

2021 年 6 月に、移転価格税制についての事前確認制度 (APA) の手続についての新通達 (Circular 45/2021/TT-BTC) が発効されている。税務当局と納税者間、場合によってはベトナムが租税条約を締結している関連国・地域の税務当局との間で、課税標準、移転価格算定方法、独立企業間価格を確認する文書による取決めが可能となり、一国内 (ユニラテラル)、二国間 (バイラテラル)、多国間 (マルチラテラル) での APA が可能となっている。APA の有効期限は、締結国が署名した日から発行し、最長 3 年有効となっている。2025 年 6 月 11 日、税務行政分野における権限の委譲及び分権化に関する政令 (Decree No.122/2025/ND-CP) が公布された。この政令により、APA の取り扱いや承認に関する規定が改訂されることとなり、2025 年 7 月 1 日から施行されている。主な変更点としては、これまで、二国間及び多国間での APA においては、財政省が政府及び首相にその内容を提出し、意見を得た上で、承認・署名する必要があったのが、財政省が直接 APA の内容や発効日を決定・承認・署名する権限を持つことになった。これにより、交渉から承認までのプロセスが短縮され、外国の税務当局との交渉も柔軟かつ迅速に対応できるようになったとされる。

前述の BEPS (税源浸食と利益移転を指す用語であり、多国籍企業の租税回避を防止するため、OECD と G20 が立ち上げた国際課税ルール) が、デジタル経済の台頭や多国籍企業の利益移転手

法の高度化に対応しきれなくなったことなどを受け、2021 年に BEPS2.0 という枠組みが OECD 及び G20 で合意された。BEPS2.0 は、Pillar1（課税権の新たな配分ルール）と Pillar2（グローバルミニマム課税）の二本の柱で構成されている。ベトナムでも、この国際動向に沿って、2023 年 11 月の国会決議を経て 2024 年 1 月より Pillar2 の主要施策である「国内ミニマム課税（QDMTT）」と「所得合算ルール（IIR）」を導入した。さらに、2025 年 8 月、ベトナム政府はグローバルミニマム課税ルールの導入に関する詳細な指針を定めた Decree 236/2025/ND-CP を公布した。これには、多国籍企業グループに対する主要な遵守義務と行政手続きが規定されており、2025 年 10 月から施行される。QDMTT はベトナム国内の多国籍企業グループが実効税率 15%未満の場合に差額分に対して追加課税する制度である。IIR はベトナムの最終親会社、中間親会社、部分所有の親会社に、国外の関連構成企業が得た低税率所得に対して課税を行う制度である。対象となるのは、直近 4 年間のうち 2 年間の連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上である多国籍企業である。

ベトナムの法人所得税の税率は 20% であるが、特定の事業分野や地域については第 9 章で述べられているように法人所得税の優遇措置が存在し、適用税率が引き下げられる場合がある。しかしながら、QDMTT や IIR の施行により、今後は最低法人税率 15% が義務化される可能性がある。Pillar2 の導入に伴い、ベトナムの既存の優遇税制が無効になる可能性があるため、今後のベトナムにおける投資支援政策の動向を注視していく必要がある。一方で、2025 年 9 月時点では、ベトナムにおける Pillar1 の法整備は進展していない。今後進展する可能性があるため、こちらも注視が必要である。

(2) 税務調査

ベトナムでは、外資誘致のための法人税の引き下げが行われているが、税収減による歳入不足を補うため、税務調査も増えている。2013 年以降は移転価格税務調査が本格化しており、輸出加工企業（EPE）への関税調査も増加している。

税務調査は書面にて通知される。最大 10 営業日の準備期間を経て、原則 5 営業日間の調査が行われ、最大 10 営業日まで延長されることがある。行政手続き違反があった場合は、法人で最高 2 億ドン、個人では最高 1 億ドンのペナルティーが科される。申告漏れの場合のペナルティーは追徴税額の 20% で、故意あるいは悪質な場合は追徴税額の 100~300% のペナルティーが科される。遅延利息は 1 日あたり 0.03% である。税務調査は不定期に実施されるが、租税管理法に基づく罰則の時効が 5 年であることから、3~5 年に一度の頻度で税務調査が入ることが多い。例えば、BEPS 2.0 のような新しい制度の解釈は税務調査官の解釈とは異なることが予想されるため、注意を払う必要がある。

また、ヒアリング調査では、現地ベトナム子会社の社長の交代時期を狙って、税務調査が入ることもあるとの声もあった。税務裁判制度はあるが、裁判に時間がかかることなどから、訴訟に持ち込むまでのケースはあまりない。税務調査担当官は必ずしも合理的とは言えない解釈であることを分かった上で、更生をしてくるケースもある模様であり、税務対応には留意する必要がある。

移転価格調査では、移転価格操作により不当に利益を低くし納税を回避する企業を見つけるため、3 年以上連続して赤字となっている企業や、グループ会社内で取引金額の多い企業が対象となることが多い。ロイヤリティやグループ内役務提供の海外送金などには留意する必要がある。

輸出加工型企業は、生産のために国外から輸入した原材料を加工して製品として輸出するという特性から、輸入原材料に係る関税と付加価値税が免除されている。そのために、実在庫と関税在庫に差異があった場合は、税関当局または税務当局によって、追加の税金や関連する罰金が課される可能性がある。税務調査は上記のほか、VAT還付の申請時、清算もしくは閉鎖時にも実施される。

10. 会計及び監査制度

(1) 会計

2006年に財政省より新会計基準が公表されている。法律は変更されていないが、下位規定で修正・追加が繰り返されている。基本的に国際会計基準（IAS）に準じたベトナム会計基準（VAS: Vietnam Accounting Standard）となっているが、公正価格（時価）を注記として記載する点や、退職給付、有形固定資産に係る減損会計や金融商品会計がないなど、判断基準が定められていない項目がある。そのような項目に対しては IFRS などの国際基準を参照しつつ決算が行われてきた。2015年会計法より公正価値会計が導入された。その他、欠損金の繰越期間は5年、固定資産の減損テストはなし、借入費用の資産計上などベトナム固有の会計処理がある。日本では借入に係るコストは費用として処理されているが、ベトナムでは固定資産に計上して償却される。

財務諸表は、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、注記の4つから構成されている。勘定科目と勘定コードは、財政省により定められている。会計年度は、四半期末（3、6、9、12月末）から選ぶことができ、一般的には12月が多い。会計年度末には資産の棚卸が義務付けられている。また、2025年1月より、会計期間の統合が実施しやすくなっている（Law No.56/2024/QH15）。

表示通貨は原則としてベトナムドンである。ただし、外国通貨建て取引が多く発生する企業については、事前申請により当該外貨の使用が認められる。申請は事業年度開始時点で所管の税務局で行う。

外貨建取引は実際の為替レートで換算しなくてはならないが、例外的な方法として、簡便的な近似レートの使用も認められている（Circular No.53/2016/TT-BTC）。期中の外貨建取引には、企業が最も利用する商業銀行の Sell レートと Buy レートの平均レートに近似するレートを使用できる。期末には、期中に適用した為替レートと整合するように外貨建貨幣性資産及び負債の換算レートを適用しなくてはならない。また、外貨建取引に適用する換算レートは財務諸表の注記にて開示しなくてはならない。

記帳はベトナム語で行う必要があるが、外国語の併記も認められている。外国語で記載されている会計証憑はベトナム語に翻訳し、原本と翻訳版を保管する必要がある。ただし、契約書や終了報告書などは当局から求められない限り翻訳する必要はない。

企業はチーフアカウンタント（会計主任者）を常設する必要がある。チーフアカウンタントは、日常の支払業務や、決算書類の作成などの責任を負う。設立後の会計初年度は、チーフアカウンタントに代わる会計責任者を置くことが許可されている。

次年度以降は、チーフアカウンタントを雇用するか会計事務所などの代行サービスを依頼する必要がある。

(2) 監査

上場企業、金融機関、外資企業はベトナムで許可を受けた独立した監査法人により会計監査を受ける義務があり、会計年度末から 90 日以内に財政省の地方局、税務局、計画投資局、統計局に監査済み年次財務諸表を提出する必要がある。また、工業団地に入居している場合は、工業団地管理委員会に提出する。

ベトナムの公認会計士は、大卒者で 5 年以上の実務経験、もしくは監査法人で 4 年以上の監査経験が必要などの条件が求められる。その上でベトナム語での試験に合格するか財政省から認定を受ける必要がある。

ひとくちメモ 4：ベトナムの超富裕層

毎年 Forbes 紙が発表している世界長者番付 (World's Billionaires) の 2025 年版によると、ランキングされた 3,028 人の中にベトナム人は 5 人含まれていた。参考までに、日本人は 42 人、インド人は 205 人、インドネシア人は 33 人、タイ人は 25 人、フィリピン人は 15 人となっており、諸外国と比較すると超富裕層は少ない方であると言える。

ベトナムで最も裕福であるのは、財閥企業（コングロマリット）Vingroup の Pham Nhat Vuong 会長で、約 65 億ドルの資産を保有しており、前年比で 21 億ドル増となっている。また、本ランキングでは、Pham Nhat Vuong 会長の資産額は 535 位である（前年は 712 位）。

その他に、LCC 最大手 Vietjet Air の Nguyen Thi Phuong Thao 社長兼 CEO (1305 位)、Hoa Phat Steel の Tran Dinh Long 会長 (1513 位)、Techcom bank の Ho Hung Anh 会長 (1763 位)、食品製造・加工企業 Masan Group の Nguyen Dan Quang 会長 (2933 位) がランクインしている。

（注）Forbes 長者番付の資産算出には居住用不動産や収集品、消費財、耐久消費財が含まれており、投資可能資産とは定義が異なる。

ひとくちメモ 5：ベトナムの税務調査及び還付手続

日本企業とのインタビューでは、ベトナムの税務調査及び還付手続に対する懸念の声が多く聞かれた。ベトナムの税制は曖昧であり、運用方法が統一されていないため、税務調査で何が指摘されるかを事前に予測するのが難しく、対応が遅れることがしばしばある。具体的な例として、ベトナムの個人所得税管理システムが不十分なため、実際には納税されているにもかかわらず未納とみなされるケースがあった。さらに、税金還付の手続について指摘を受けるケースもあり、申請書類にわずかな不備がある場合には還付自体が受けられることもあるため、慎重に対応する必要がある。